

市税の納付

1. 市税の納期限

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市民税・県民税 (普通徴収)				1期		2期		3期			4期		
市民税・県民税 (給与特別徴収)		徴収した月の翌月10日											
市民税・県民税 (年金特別徴収)	初年度			普徴		普徴		年金		年金		年金	
	次年度	年金		年金		年金		年金		年金		年金	
固定資産税・都市計画税		1期			2期					3期		4期	
軽自動車税(種別割)			全期										
法人市民税		中間(予定)申告分…事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内 確定申告分…事業年度終了の日の翌日から2か月以内											
市たばこ税		売り渡した月の翌月末日											
国民健康保険税 (普通徴収)					1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
国民健康保険税 (年金特別徴収)		年金		年金		年金		年金		年金		年金	

※納期限が土曜、日曜、祝日にあたる場合は翌日が納期限となります。

2. 市税を納める方法

(1) 納税通知書によって納める場合

- ①市役所(会計課)、保健センター
- ②指定金融機関、収納代理金融機関(金融機関名は納税通知書裏面に記載。)
- ③ゆうちょ銀行及び郵便局(関東各都県及び山梨県)(納期限内に限る。)
- ④コンビニエンスストア(各期の納付額が30万円以下で納期限内に限る。コンビニエンスストア名は納税通知書裏面に記載。)
- ⑤スマホアプリ(各期の納付額が30万円以下で納期限内に限る。)
スマホアプリを利用し、コンビニ収納用のバーコードをスキャンすることで納税ができます。
対応アプリ:「PayPay」、「LINEPay」、「PayB」

(2) 口座振替によって納める場合

口座振替とは、金融機関があなたに代わって、あらかじめあなたの指定した預貯金口座から自動的に市税を振り替えて納めていただく方法です。

口座振替のできる市税	市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税（都市計画税含む） 軽自動車税（種別割）、国民健康保険税
利用できる金融機関	指定金融機関、収納代理金融機関、ゆうちょ銀行 （web 口座振替受付サービスは、市ホームページからご確認ください。）
振替方法	全期振替納付（全納）、各期別振替納付（期別）
振替日	納期限の日
領収書	市民税・県民税…全納7月末、期別2月末 固定資産税…全納5月末、期別3月末 軽自動車税（種別割）…6月中旬 国民健康保険税…全納8月末、期別3月末

①申し込み方法

- (ア) インターネット（web）を使って、スマートフォンやパソコンから市税等の口座振替（自動払込み）の申し込みが出来ます。利用できる金融機関や利用方法等については、守谷市のホームページをご覧ください。
- (イ) 預貯金口座のある金融機関へ直接お申し込みください。
- 必要なもの
預貯金通帳、通帳届出印
- (ウ) 市ホームページに掲載された口座振替依頼書に必要な事項を記入し、通帳届出印を押印のうえ、守谷市役所納税課に郵送してください。

②申し込み期限

振替の開始までには1か月の期間が必要です。したがって、納期限の1か月前まで（ゆうちょ銀行の場合は2か月前まで）に申込書が市役所に届くようにお手続きしてください。

3. 市税を誤って納付したとき、納め過ぎたとき

何らかの理由で、市税を納め過ぎてしまったときは、納税課で確認のうえ、納めた人に通知し、納め過ぎた税額をお返しします。

なお、お返しするまでには、納め過ぎの確認作業などで日数がかかりますのでご了承ください。

4. 納付が困難なとき

税金は、納期限内に納めなければなりません、納税者に特別の事情がある場合には、次のような措置があります。

(1) 減免

- ① 天災その他特別の事情がある場合
- ② 貧困により生活のため公私の扶助を受ける方
- ③ 障がい者又はその家族が障がい者のために使用する場合 軽自動車税（種別割）
- ④ 公益のため使用する場合 固定資産税・軽自動車税（種別割）

(2) 納税の猶予

- ① 納税者の財産が災害や盗難にあったとき
 - ② 納税者や納税者と生計を一にする親族が病気にかかったり、負傷したとき
 - ③ 事業を廃止、又は休止したとき
 - ④ 事業について著しい損失を受けたとき
- これらに該当する事実に基づき、一時的に納付することができない場合には、申請に基づいて 1 年以内に限り徴収を猶予し、納める税額を分割して納めることができます。

5. 市税を滞納すると

定められた納期限までに納めないことを滞納といいます。

滞納になると、延滞金の加算や滞納処分を受けることがあります。

(1) 延滞金について

延滞金は、納期限の翌日から納付の日まで加算され、滞納となった税額とあわせて納めていただくこととなります。ただし、延滞金は、各期別の税額が 2,000 円未満の場合は加算されません。（税額は 1,000 円未満を切り捨てて計算します。）また、計算した結果、延滞金の額が 1,000 円未満となった場合も延滞金は加算されません。

（算出した延滞金の額の 100 円未満は切り捨てます。）

【延滞金割合の推移表】

期 間	納期限の翌日から 1 か月間	納期限 1 か月経過後
平成22年1月1日から 平成25年12月31日まで	年4.3%	年14.6%
平成26年1月1日から 平成26年12月31日まで	年2.9%	年9.2%
平成27年1月1日から 平成28年12月31日まで	年2.8%	年9.1%
平成29年1月1日から 平成29年12月31日まで	年2.7%	年9.0%
平成30年1月1日から 令和 2年12月31日まで	年2.6%	年8.9%
令和 3年1月1日から 令和 3年12月31日まで	年2.5%	年8.8%
令和 4年1月1日から 令和 4年12月31日まで	年2.4%	年8.7%

延滞金の計算例

令和4年度固定資産税・都市計画税の第1期（納期限：令和4年5月2日）
68,200円を令和4年11月17日（199日経過後）に納付した場合の延滞金は？

① 5月3日から6月2日までの期間（31日間）

$$68,000 \text{円} \times 2.4\% \times 31 \div 365 = 138 \text{円} \text{（1円未満切捨て）} \dots \text{（A）}$$

② 6月3日から11月17日までの期間（168日間）

$$68,000 \text{円} \times 8.7\% \times 168 \div 365 = 2,722 \text{円} \text{（1円未満切捨て）} \dots \text{（B）}$$

$$\text{（A）} + \text{（B）} = 2,860 \text{円} \rightarrow \underline{\underline{2,800 \text{円}}}$$

算出した延滞金の100円未満の端数60円を切り捨てて、延滞金は2,800円となります。

（2）滞納処分について

市税が滞納となった場合、督促状を発送し、文書や電話による催告を行い、納税を促します。

それでもなお納税されないと、税負担の公平・公正を確保するために財産について調査を行い、差押などの処分を行うことになります。

市税に関して不服があるときは

審査請求について

市税の課税や、滞納処分の決定に関して不服のある場合は、文書により市長に対し審査請求をすることができます。

主な処分に対する不服申し立て期間及び期限は、次のとおりです。

処 分	申 立 期 間
市税の賦課決定	納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内
督 促	督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内又は差押に係る決定通知書を受け取った日の翌日から起算して30日を経過した日のいずれか早い日
財産の差押	差押のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内又は当該不動産の公売期日等のいずれか早い日